

外国人滞在型観光促進事業補助金について

1. 補助金の交付額

2,000円*1×1回のツアー送客人数×市内宿泊日数（3泊まで）

※1 米子空港および境港を出入国港として利用するツアーは、交付額を1,000円とします。（出国又は入国のみ利用する場合も含む。）

- ・上記を限度額とし、予算の範囲内で定める額を日本円で交付します。
- ・2026年4月1日から2027年3月末までに同一の旅行者に対し行う補助金交付決定額は合計1,300,000円を上限とします。
- ・申請額が予算額に達し次第、申請受付を終了します。

2. 補助対象となるツアー

旅行業者が企画・実施、手配し、日本国外で販売したツアーのうち、下記条件を全て満たすツアーが対象となります。

1. 日本人以外を対象とし、観光を目的としたツアーであること
2. 1回の送客人数が15人以上（ツアーガイド等関係者及び宿泊費無料（施設利用料のみ）となる乳幼児、児童を除く。）であること

※ツアーガイド等関係者にはドライバー、ツアーリーダー、ツアーコンダクター等を含むものとする。

3. 松江市内の宿泊業を営む施設に1泊以上宿泊するツアーであり、「島根県国際チャーター便促進支援補助金」（島根県）の支援を受けていないツアーであること
4. 2026年4月1日から2027年3月31日までにチェックインするもの
5. 松江市内の以下の施設等を2カ所以上有料で利用するもの。 ※施設等の利用は15人以上であること

①観光施設

②体験を提供する施設

③飲食を提供する施設（昼食での利用に限る。）※昼食を提供する旅館、ホテル等、宿泊施設を含む。

※観光施設への有料での入場と併せ、同一施設内で有料での体験をする、または昼食をとる場合は2カ所とみなす。

3. 補助金の申請方法から請求までの流れ

1. ツアー出発前に下記書類を提出

※ツアー開始日の60日前から前日まで申請可能。ただし、申請の最終受付は2027年2月28日までとする。

◆「外国人滞在型観光促進事業補助金」交付申請書（様式第1号）

◆ツアー日程表（予定） ◆送客名簿（予定）

2. 申請書の内容を審査の上、適正と認めるときは下記書類により申請者に通知

◆「外国人滞在型観光促進事業補助金」交付決定通知書（様式第2号）

3. ツアー終了日の翌日から28日以内、ただし2027年3月に出発するツアーは松江市内の宿泊業を営む施設にチェックインした日の翌日から28日以内もしくは2027年3月31日のいずれか早い日までに下記書類を提出

◆「外国人滞在型観光促進事業補助金」実績報告書（様式第3号）

◆ツアー日程表（実績） ◆送客名簿（実績） ◆宿泊証明書又は宿泊人数及び宿泊料金を証明できる書類

◆観光・体験・飲食施設等利用証明書又は施設の利用を証明できる書類

4. 実績報告書の内容を審査の上、適正と認めるときは下記書類により申請者に通知

◆「外国人滞在型観光促進事業補助金」確定通知書（様式第4号）

5. 確定通知書受領後、下記書類を提出

◆「外国人滞在型観光促進事業補助金」交付請求書(様式第5号)

※なお 2025 年 4 月 1 日から 2026 年 3 月 31 日に松江市内の宿泊業を営む施設に 1 泊以上宿泊し「外国人滞在型観光促進事業補助金」の交付を受けた申請者は、上記の交付申請書(様式第1号)・実績報告書(様式第3号)・交付請求書(様式第5号)の押印を省略することができる。

4. 補助金の支払いについて

本補助金の支払いスケジュールは下記のとおりです。

(日本国内口座の場合)

	請求書を受理した日	支払い日
4月～3月	各月の1日～31日	請求月翌月の末日

※支払い日が土・日・祝日の場合はその前営業日

(日本国外口座の場合)

請求書を受理した日	送金手続き
4月～6月	7月末日
7月～9月	10月末日
10月～12月	1月末日
1月～3月	4月末日

5. 申請及びお問合せ先

松江市観光部 国際観光課 / 一般社団法人松江観光協会 事務局

日本国島根県松江市末次町 86 番地 〒690-8540

TEL: +81-852-55-5632 FAX: +81-852-55-5634 E-mail: k.kankou@city.matsue.lg.jp

※本補助制度は松江市からの支援を受けて実施しております。